

令和6年 北秋田市農業委員会 第5回総会

1. 開催日時 令和6年5月15日（水） 午前9時00分から

2. 開催場所 市役所本庁 3階 大会議室

3. 出席委員（25名）

1 番 櫻 井 豊	4 番 鈴 木 豊	5 番 佐 藤 邦 久
6 番 中 林 めぐみ	7 番 長 崎 成 人	8 番 堀 部 聡
9 番 多賀谷 テル子	10 番 長 岐 正	12 番 伊 藤 鶴 一
13 番 土 田 紀 子	15 番 成 田 博 幸	17 番 武 田 響 一
19 番 佐 藤 茂 延	21 番 藤 岡 智 洋	22 番 中 嶋 力 藏
23 番 佐 藤 利 子	24 番 松 橋 利 彦	25 番 伊 東 誠 子
26 番 出 川 信 久	28 番 小笠原 千 春	29 番 澤 藤 匠
33 番 佐 藤 整	34 番 金 俊 英	36 番 佐 藤 篤 史
37 番 長 岐 一 志		

4. 欠席委員（11名）

2 番 佐 藤 稔	3 番 宮 腰 文 義	11 番 松 岡 英 敏
14 番 藤 島 喜美男	16 番 寺 田 一 徳	18 番 武 石 修 一
20 番 金 田 悦 子	27 番 佐 藤 政 信	30 番 土濃塚 謙一郎
31 番 野 呂 義 久	32 番 若 松 一 幸	

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第10号	会務報告
第 2	報告第11号	専決処分の報告
第 3	議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第21号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 5	議案第22号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
第 6	議案第23号	令和6年度県選出国會議員要請集会における政策提案事項について

第 7 議案第 24 号 令和 5 年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

23 番 佐 藤 利 子 24 番 松 橋 利 彦

9. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、只今より令和 6 年 北秋田市農業委員会 第 5 回総会を開会いたします。 始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。2 番 佐藤 稔委員、3 番 宮腰 文義委員、11 番 松岡 英敏委員、14 番 藤島 喜美男委員、16 番 寺田 一徳委員、18 番 武石 修一委員、20 番 金田 悦子委員、27 番 佐藤 政信委員、30 番 土濃塚 謙一郎委員、31 番 野呂 義久委員、32 番 若松 一幸委員の 11 名となっております。 委員総数 36 名中、25 名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 23 番 佐藤 利子 委員、24 番 松橋 利彦 委員にお願いします。

それでは案件に入ります。報告第10号「会務報告」を事務局よりお願いします。

事務局

事務局の成田です。

議案書2ページをお開きください。

報告第10号 令和6年4月分会務報告です。

はじめに、4月8日、第4回総会案件の現地調査を、委員5名と事務局2名で行っております。衛星写真を用いての確認でした。

15日は、令和6年第4回総会を開催しております。

22日は、令和6年度県北地区農業委員会会長会通常総会が能代市で行われ、会長と事務局長が出席しました。

25日は、第97回常設審議委員会が秋田市で開催され、疋田主査が出席しました。

報告は以上です。

議長

以上、会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第11号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第11号「令和6年3月分 専決処分の報告」です。

表の4月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が1件、(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が14件、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理が5件、(7) 賃借・使用权の合意解約等の届出の受理が7件、合計27件の処理を実施しました。

4ページからその内訳となります。

まず、(2) 非農地通知(農地法第2条第1項の農地に該当しない土地)です。

(受付番号1番を朗読)

つづいて（４）相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

（受付番号１番を朗読）

以下、８ページの受付番号１４番まで、合計９３筆、面積１１３,９２６.９７㎡となっております。

次に、（５）農地所有適格法人の報告書の受理です。法人の名称、受理日等は９ページ上段記載のとおりとなっております。

次に、（７）賃借・使用権の合意解約等の届出の受理（農地法第１８条第６項の合意解約ほか）です。

（受付番号１番を朗読）

以下１０ページから１１ページの受付番号７番まで、合計４４筆、面積６８,９８３.００㎡となります。

報告は以上です。

議 長

報告第１１号について事務局から説明がありましたが、（２）非農地通知について、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。

８番 堀部 聡 委員からお願いいたします。

８ 番

８番堀部です。調査日は５月７日、調査員は９番 多賀谷委員、１０番 長岐委員、１１番 松岡委員、１２番 伊藤委員と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計８名で、会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

番号１番の下杉字上清水沢の農地は、北秋田市民病院から道路をはさんで向かい側約４００ｍほどの山林の中にある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地は森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

堀部 委員、ありがとうございます。報告第１１号について事務局と、

現地調査をして頂いた委員からご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書12ページをお開きください。

議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和6年5月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号3番まで、合計4筆、面積5,274㎡となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

農地法第3条第2項各号については13ページをご参照ください。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。

9番 多賀谷 テル子 委員からお願いいたします。

9 番

9番の多賀谷です。

申請番号の1番から3番の3件を報告させていただきます。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。申請番号1番と2番は関連があるのであわせて報告します。資料は15ページから18ページになります。

1番の綴子字村下の申請地は、国道7号線と国道105号線の交差点から700mほど阿仁合方面へすすんだところで、整備されたほ場の中

にある農地でした。

2 番の綴子字下糠沢の申請地は、J R 糠沢駅から 7 0 0 m ほどの場所にあり、下糠沢集落のすぐ近くにある、整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、いずれの申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

つぎに、申請番号 3 番は、資料の 1 9 ページから 2 0 ページになります。小森字タモノ木の農地は、小森集落の道路と国道 2 8 5 号線の合流から、集落の中に約 2 5 0 m ほどのところにある、接道していない農地でした。衛星写真と、事務局で撮影した現地写真を使い確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

現地の写真はいずれも衛星写真や図面にあわせて、農地の境界もわかるようになっていて、とても分かりやすく調査をすることができました。

以上で報告を終わります。

議 長

多賀谷 委員、ありがとうございました。議案第 2 0 号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。

それでは、議案第 2 0 号についての質疑および採決に入ります。

受付番号 1 番および 2 番を除く 3 番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 2 0 号受付番号 3 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第 2 0 号受付番号 1 番および 2 番の質疑、採決に入ります。

すが、本件については、議席番号 26 番 出川 信久 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：26 番 出川 信久 委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第 20 号中、受付番号 1 番および 2 番について質疑に入ります。
何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 20 号中、受付番号 1 番および 2 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：26 番 出川 信久 委員)

議 長

会議を再開いたします。

次に、議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 21 ページをお開きください。
議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」
農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条の規定により、下記農用地利用

集積計画の決定について意見を求める。

令和6年5月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

はじめに所有権移転についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下22ページの受付番号3番まで、合計17筆、面積30,035㎡となります。

つづいて議案書23ページ、利用権設定になります。

(受付番号1番を朗読)

以下、33ページの受付番号19番まで、合計65筆、面積が81,214㎡となります。

つづいて35ページから一括方式になります。

(受付番号1番を朗読)

以下、38ページの受付番号8番まで、合計22筆、面積37,256.00㎡となります。

以上の議案第21号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第21号について事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第21号中、利用権設定の受付番号14番および一括方式の1番から6番を除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。 議案第 2 1 号中、利用権設定の受付番号 1 4 番および一括方式の 1 番から 6 番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ）
議 長	異議なしと認め決定いたします。 つづいて、議案第 2 1 号中、利用権設定の受付番号 1 4 番についてですが、この件については、議席番号 4 番 鈴木 豊 委員との関連がありますので退席を求めます。 暫時休憩いたします。 （退席： 4 番 鈴木 豊 委員）
議 長	会議を再開いたします。 議案第 2 1 号中、利用権設定の受付番号 1 4 番について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。 （ なしの声 ）
議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。 議案第 2 1 号中、利用権設定の受付番号 1 4 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ）
議 長	異議なしと認め決定いたします。 暫時休憩いたします。 （着席： 4 番 鈴木 豊 委員）

議 長

会議を再開いたします。

つづいて、議案第２１号中、一括方式の１番から６番については、議席番号２１番 藤岡 智洋 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（退席：２１番 藤岡 智洋 委員）

議 長

会議を再開いたします。

議案第２１号中、一括方式の１番から６番について質疑に入ります。
何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第２１号中、一括方式の１番から６番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

（着席：２１番 藤岡 智洋 委員）

議 長

会議を再開いたします。

次に、議案第２２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局	議案書 40 ページをお開きください。 議案第 22 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。 令和 6 年 5 月 15 日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志 (受付番号 1 番を朗読) 以上ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	議案第 22 号について事務局の説明が終わりました。 それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。 (なしの声)
議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。 議案第 22 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め決定いたします 次に、議案第 23 号「令和 6 年度県選出国會議員要請集会における政策提案事項について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 41 ページをお開きください。 議案第 23 号令和 6 年度県選出国會議員要請集会における政策提案事項について 令和 6 年度県選出国會議員要請集会における当農業委員会からの政策提案事項について、別紙（案）のとおり提案するものとする。 令和 6 年 5 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志 提案理由 一般社団法人秋田県農業会議より、令和 6 年度全国農業委員会会長大会と合わせて開催される令和 6 年度県選出国會議員要請集会における政

策提案の検討について依頼があったことから、当農業委員会としての意見を提出するものです。

42ページをご覧ください。

今回提案いたします件名は「スマート農業の推進」で、政策提案の内容はスマート農業の推進による生産現場の強化に向けた支援の拡充を求めるものです。提案内容の背景や期待される効果等は記載のとおりです。提案にあたって先般委員の皆様へ4月30日を期限として意見を募ったところですが、特段の意見がなかったことから、昨年度春に提出した「スマート農業の推進」を再度事務局案として提案させていただくものです。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

議案第23号について、事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第23号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第24号「令和5年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書43ページをお開きください。

議案第24号「令和5年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について」

「農業委員会等に関する法律第37条」及び「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、北秋田市農業委員会及び推進委員等の活動について、別紙（案）のとおり点検・評価するものとする。

令和6年5月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

詳細につきましては担当より説明いたします。

事務局 (簾内副主幹より説明)

議 長 議案第24号について、事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第24号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和6年第5回定例総会を閉会します。